

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《鶴見区》

■日 時：平成29年1月16日(月) 18:30～20:30

■場 所：鶴見区民センター

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長でございます。

松井大阪府知事です。

河村鶴見区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

井上副首都推進局理事です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは開催に当たりまして、副首都推進局理事の井上より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(井上副首都推進局理事)

副首都推進局理事の井上でございます。

本日は大変お忙しい中、また厳しい寒さの中、総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会にお越しいただきまして、ありがとうございます。

後ほど吉村市長から意見募集・説明会を開催するに至りました背景や大阪の改革の必要性などにつきましてご説明いたしますが、まず、開会に当たりまして開催趣旨を申し上げます。

大阪府と大阪市では、副首都大阪の実現に向けた取り組みを進めますとともに、大阪にふさわしい新たな大都市制度としてどのような制度が市民の皆様、そして大阪の発展にとって一番すぐれているのかということにつきまして、府と市の共同組織であります副首都推進局において検討を進めております。

この検討をより進めていくため、総合区制度、特別区制度につきまして、市民の皆様のご意見をお伺いし、今後の制度案づくりの参考とさせていただきたく、意見募集・説明会を開催しているところでございます。

こうした趣旨から、大阪市が行政として開催しておりますので、本日の意見募集・説明会はどちらかの制度案に優劣をつけたり、どちらかの制度案を選択したりといった場ではございません。制度と関係のないご発言や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは、できる限りわかりやすい説明に努めてまいりますので、本日はどうぞよろし

くお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、河村鶴見区長よりご挨拶申し上げます。

(河村鶴見区長)

改めまして、こんばんは。区長の河村でございます。

本日は、新しい大都市制度の意見募集・説明会に夜も遅い時間、また天候の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

鶴見区でもですね、子育て施策、また学校教育を初めさまざまな分野で取り組みを進めておりますけれども、きょうのこの本日の説明会のテーマは、新たな大都市制度でございます。今後の区のあり方にかかわる重要なテーマでございますので、区民の皆様方にもその内容をお知りいただき、今後の意見につなげていただければというふうに思っております。

説明の後、ご質問、ご意見等お伺いをする時間がございますので、どうぞ最後までよろしく申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明いたします。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見やご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入いただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、お願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。改めまして市長の吉村でございます。

きょうはですね、年が明けてまだ1月の中旬だという皆さん本当にお忙しい時期で、しかも夜の寒い天候も悪い中ですね、この説明会に参加していただきまして、本当にありがとうございます。まず感謝申し上げます。

きょうはですね制度の説明でして、これ政策だったら非常にわかりやすいんです。例えば待機児童どうするのと、鶴見の地域の課題どうするのと、そういうのは非常に具体的にわかりやすいんですけれども、制度、ちょっとわかりにくいところがある。それをできるだけわかりやすく説明をさせていただきたいと思います。これは非常に大事なんです。政策を実行するのは役所の組織になりますから、ですのでこの政策を実行する組織、仕組みがどうあるべきなのかというのは、一つ一つのこの政策についても非常に重要になってきますので、皆さんの市民生活、それから大阪の成長ということにも大きくやっぱこれは

かかわってくると、そういう思いを持っていまして、ですので、今回説明会というのを24区全区でさせていただいているという次第であります。

私のほうからはですね、どうしてそういったものがそもそも必要なんですかというところの問題意識、考え方というのを説明させていただきたいと思います。詳しい制度の中身については、担当の部局から、職員から説明をさせていただきたいと思います。ちょっとスライドに沿って進めていきます。

少しこれは振り返りなんですけれども、昨年5月17日、皆さんもご承知です。住民投票が行われました。このときですね、どういうことをしたかということ、この大阪にふさわしい大都市というのはどうあるべきなのかということで、5つの特別区に再編するというそういったご提案をいたしました。

その目的ですが、1つは住民自治の拡充、いわゆる住民の皆さんの身近なところで身近なサービスについては決定できる仕組みをつくってほしい。今の大阪市、ちょっとその意味では広過ぎるんじゃないんですかということの問題意識に基づいて住民自治を拡充していきましようという観点が1つ。そしてもう一つは、大阪市、大阪府それぞれ、いわゆるその広域機能というのを担っています。大阪の全体の大きな経済の成長について、大阪市も都道府県と同じ仕事をし、大阪府もやっていると。狭いエリアでこの広域機能、二重行政としてまさにやっているところ、これを一本化して一元化したほうが大阪全体の成長に資するんじゃないんですかというこの2つの問題意識で住民投票を行いました。結果、皆さんご承知のとおり、反対が70万票と賛成が69万票と、まあ1万票の差、0.8ポイントの差ですけども、反対が多数になって、このときの住民投票は否決されたということになります。ですので、現時点でこの特別区の具体的な案というのがあるわけではありません。

ただですね、この大阪の課題を解決、まだなかなかできていない中で、僕も松井知事もみずからの選挙においてですね、大阪の大都市のあり方というのをこれはもう一度やらせてほしいと。特別区を修正する案をもう一回つくらせてほしいということを訴えさせていただいて、今に至っているという状況であります。

じゃ、何が問題なのというところなんですけれども、この人口減少・超高齢社会というのが日本全域で進んでいます、大阪はかなりの速度で進んでいるという状況です。それから東京の一極集中が過度に進んでいると、その一方で大阪が低迷している。こんな状況の中で大阪というのは、やはり東京一極集中じゃない、東西二極の一極を担うようなそんな副首都と言えるような成長する大阪というのをやはり実現をめざすべきじゃないんですかという問題意識が一つです。こちらにあります、大都市としての大阪が再生してですね日本の成長を牽引していく、そんな役割を大阪は担っていくべきだろうということです。必要な都市機能を強化して、大阪市、大阪府それぞれ、今、松井知事と僕は人的関係に基づいて二重行政をなくそうというふうにやっていますが、そういったものをですね今後なくしていった大阪の都市機能を強化していく、そういう必要があるんじゃないかというのが一つの問題意識です。

そしてもう一つが、人口減少が進んできます。そうなってくると、財源というのも当然これは限られてきます。限られた財源の中で市民の皆さんに最適なサービスをするためには、住民の皆さんの身近なところで決定できる仕組みというのが必要じゃないんですかと。

住民自治の拡充がこの大阪市においても必要なんじゃないんですかという、この2つの問題意識、この課題を僕は解決する必要があると。豊かな大阪をさらにめざしていくためには、この2つの大きな課題を解決する必要があると思っています。

これは客観的なデータであります。まず、これは人口の動向なんですけれども、この青が東京都です。これが現在、現在の位置、これは1965年から2040年ですから、これは非常に長いスパンで見た人口の動向、傾向がこういう状況にありますよというものです。これを見ますと、東京も愛知県、下は愛知県ですね。下がりますけれども、大阪府が非常に人口が高いところで推移していく、ここに来て急激に下がっていく傾向にあります。これは大阪市内が如実にあらわれています。このブルーは横浜です。こういうふうになって、下からこういうふうになって、名古屋もほぼ横ばい、大阪市というのは多いところから始まっていますので、これはもう高齢化が進んできているということでもあります。この下げの幅もですね非常に他の横浜市や名古屋市に比べると大きく下がってくる、すなわち高齢者の皆さんが増えてきて、そして少子化が進んできて、そして人口の減少が進んでいくというのが今の大阪市の大きな傾向、他都市と比べてもそういった大きな傾向があるということでもあります。

それからこれは経済の規模です。全国で見た経済の規模はどうなっているんですかということなんですが、これは東京はほぼ、上がったか下がったかもしませんが、横ばいの状況になっています。下が神奈川県と愛知県、これもほぼ横ばい、片やこれは大阪府です。これも長い時間軸で見えていますけれども、かつてですね、これが10%ぐらいまであったのが7.4%ぐらいに経済の総量というか、生産の総量というのが減ってきているという状況です。これは大阪市内で見るとさらに顕著にあらわれています。名古屋市、横浜市というのがほぼ横ばいでずっと来ていますが、大阪市というのは5.6%ぐらいやったのが、ずっと右肩で下がって行って今は3.7%ぐらいになっているというそういう状況です。

これは大企業がどういうふうになっていますか、増えていますか、減っていますか、資本金1億円以上の大企業はどうなっていますかということですが、東京都、これが540ぐらい増えていると、神奈川も増えている、愛知はほぼ横ばい、大阪府はマイナス259、大企業が流出しているというような状況です。政令市について見ますと、東京、これは23区、横浜市、そしてこれが名古屋市、大阪市を見ますとマイナス230、大阪市内にある資本金1億円以上の大きな企業がですね、外に出ていく傾向にあると、そんな状況なんかは今の大阪であるということになります。

これは、大阪のですね、事業の集積の規模です。どういうふうになっているんですかということなんですが、この青の色が濃ければ濃いほど事業所が集中している、密集しているということを意味します。色が白ければ白いほどこれは事業所がないということですね。大阪でもこういった山のほうは事業所が少ないんですけれども、この大阪市内、これを見ただけでしたら当然これは事業所が集積しています。実はこれが外にどんどんどんどん広がっていったらというのが今の現状です。かつて大阪というのは大阪市内を中心に発展してきました。人口もほとんど大阪市内にいたわけなんですけれども、それが今どんどんどんどん時代とともに外に広がってきているという状況です。

ただそんな中で、じゃ、経済の大きな成長戦略というのはどこでどうやっているんですかと言えば、この大阪市内にあることについては大阪市が決める、そしてそれ以外のと

ころは大阪府が決めると。非常にこの狭いエリアの中でですね、大阪市と大阪府がそれぞれ広域の成長戦略の行政を担当している、まさに二重に行っているというのが今の大阪の現状であります。

大阪府というのは、皆さん住んでいたら広いなと思われるかもしれませんが、日本の47都道府県で見ると、この面積というのは物すごい小さい都道府県であります。全国的に見ると47都道府県の中で46番目に小さいのが大阪府、そして大阪市もですね全国に政令市という大きな大都市が20、大都市があるわけですけれども、その20の大都市の中でも、面積について見ると下から4番目に小さいのが大阪市です。つまりこの大きな経済成長の戦略をやっていく上で、大阪市も大阪府も非常に狭い中でそれぞれが二重にやっているというのが今の現状だということです。

じゃ、それについて大阪市と大阪府というのは別々にやっていたいいんですかと、これからの時代、そういうやり方がいいんですかと言われるばそうではないというのが我々の考え方です。今、私と松井知事でやっていますが、その前は橋下市長と松井知事の時代からですね、大阪の全体の成長戦略というのは、府市二重行政ばらばらでやるんじゃなくて、共通で一体で力強く取り組んでいきたいと思いますということで、共通戦略というのを組んでいます。この大阪の成長戦略もそうです。これは27年改訂となっていますが、これは24年ぐらいにつくっていますので、大阪の成長戦略はどうあるべきなのかというのを府市共同でつくっている。

グランドデザイン大阪、これは大阪のまちづくりがどうあるべきかというようなものですね。それから大阪の観光戦略、今、インバウンドと言われる外国の観光客の方が非常に大阪は増えていますけれども、これについても大阪市、大阪府が共同で大阪観光局というのを立ち上げて、国内外から大阪を訪れる人を増やしていこうと。大阪市、大阪府ばらばらでやるのをやめましょうというのを今やって、一緒にやっています。災害対策もそうです。この津波の種類というのは、川を隔てて変わるわけじゃありませんので、津波対策、災害対策についても大阪市、大阪府の一つの同じ基準をつくって今進めていっています。

それ以外にもさまざまな都市魅力とか文化振興とかですね、大阪府市一体でやるべきものについては、今共通で進めてやっていっているというのが今の現状です。今、大阪は大きなぎわいを取り戻しつつ、その芽が付き始めているのかなと思うんですけれども、それをですね、さらに強力で今後推し進めていかなければならないというふうに思っています。

これは1つの一例です。道路についてです。道路についてなんですけど、これはあくまで一例とってください。大阪の大きな成長戦略についてどうあるべきかということを示しています。こっちは関東圏です。成長する都市というのは、この環状線というのが非常に発達します。それはさまざま、例えば港で運ばれたものが外に逃げられるようにやったり、その都市機能を高めていくという意味では、全部が真ん中に集まってきたら大渋滞になりますので、そういった意味で都市インフラを考えるとこの環状線というのが非常に重要になっています。これは都市の経済を高める上ではこれは常識です。

じゃ、大阪というのは日本で第2の経済都市と言われているぐらいなんだから、環状線というのは非常に発達しているはずですよと、実はそうではないんですね。今、大阪市内に阪神高速環状線がありますが、この大阪の外枠についての環状線が今ない状況です。

ですので、例えば港で運ぶ物流についても、一旦大阪市内に入ってきて外に抜けていったりするわけですね。ですので、常に例えば阿波座なんか毎日毎日大渋滞ですけれども、本来であれば、こういった横に抜けるルート、環状ルートというのが都市としてあるのがしかるべき、これはもう当たり前の話です。

しかしながらですね、これがなかなかできてこなかったのはどういうことかという、これはやっぱり大阪市、大阪府が別々にやっていたらこれはできないというような状況にあるんですね。例えばですが、ここは淀川左岸線の延伸部と言われるものです。これは鶴見の皆さんにも非常に関係が深いところでありましてけれども、豊崎というところから中に入っていくって市内を通り抜けて門真に抜けていく。門真からですね第二京阪という、いろんなところに抜けていくわけですけれども、ここの淀川左岸線の延伸部もこれまで全然進んできませんでした。これは大阪市がやろうとしても単独ではできません、大阪府がやろうとしてもできない。要は大阪市域内を通っているところは大阪市が、そして外側に出ていくと大阪府がということになりますので、これは市府一体になってやらないとできないようなそんな事業です。

じゃ、これまでこれは必要だと言われてきたけれども、やってきたんですかと言われてたら、今はこうやって市長と知事が同じテーブルに座っていますけれども、こんなことは今までなかったわけですから、そういった時代ではここについては必要性がありながらも全然進んでこなかったというような状況です。ただこれは今はやめようよということで、今、松井知事と僕とでですね、これは要るよねということで国に対してもしっかりと府市共同で申し立てもして、そして今国では、わかりました、大阪府市がそう言うのであればやりましょうということで事業化の決定が昨年度末にありました。これは大阪府、大阪市それぞれですねお金も出し合って、そしてこの環状線をつくっていこうよということで意思決定しています。

ですので、こういった環状線一つつくるにとっても、大阪市、大阪府がばらばらの方針でやっているとうこういった形で全然できないと、現にできてこなかった。これはあくまで一例ですけれども、こういったものを今後将来を考えていく上では、大阪の全体の成長というのは、この二重行政というのをなくした中で進めていかないと、成長の足かせになるんじゃないんですかということのあくまでも一例であります。

それから、もう一つがですね、いわゆる住民サービスの部分です。身近な住民サービスについて、これは限られた財源になってきますので、どういうふうに住民の皆さんの身近なところで決めていくのかというのが非常に重要になってくると思います。当然この大阪の経済が成長して初めてパイが増えますから、大阪の経済の成長を膨らますというのは、今、松井知事と一緒に府も市もなくしてこれを一緒にやっっていこうよということでさまざまな取り組みをしています。いろんな、皆さんもお聞きになるようなことを、うめきたなんかもそうですし、夢洲なんかもそうですし、大阪城なんかもそうやし、さまざまいろんなところをですね、府市一体で取り組んでいて、経済のパイをどんどん増やしていくというのは、これは大事なことなのでやっしていきますが、加えて大事なのは、そのパイということをどう分けていくのかということで、住民の皆さんに身近なところでやっていかなければいけない時代かな、特に少子高齢化の中では到来するんじゃないかと、人口減少の中では到来するんじゃないか、そういうことです。

これは虐待の相談件数ですけれども、これも10年単位で見ても7倍ぐらい、700件ぐらいだった相談件数が4,500件ぐらいに増えている。住民の皆さんに身近なサービスをいかに充実させていく必要があるかというニーズは、年々これは高まってきているというふうに考えています。

それからこれは待機児童です。これはよく小池さんなんかも言っていますけれども、東京もひどいというのは、大阪もやっぱり都市部ですから待機児童が多い。実はこの大阪は待機児童が多いんですが、じゃ、それは大阪市内をよく見てみたらですね、実はエリアの差というのが非常にあります。例えばこれは西区ですけれども、西区だったら物すごく待機児童の数が多いいんですが、一方で平野とか西成になってくると、これは待機児童が非常に少ないということになるわけですね、鶴見もそんなに多くはないと。ただここは待機児童の定義が僕はちょっとおかしいと思っていて、本当は入所保留児童というのがいるんですけれども、これはあくまでも待機児童の傾向ということで見させていただいたらいいと思っています。ゼロというのは必ずしもゼロじゃないと私は思って政策をやっていますが、ただ言いたいのは、この大阪市域の中でも待機児童の多いところとそうじゃないところがある。そういった中では、大阪市、住民の皆さんに身近なサービスをやっていく上では、地域の事情をですね、より身近なところで吸収して決定できていく仕組みというのが必要なんじゃないかというふうに思っています。

これは、じゃ、その身近な住民サービスをする上で大阪市の規模というのはどうなんだろうというのを見たものであります。これは大阪市民というのは270万人であります。270万人の中で市長が1人、じゃ、この270万人はどのぐらい規模なのと言え、広島県が280万人、京都府が260万人ですから、広島県や京都府と同じぐらいの規模が大阪市ということになります。ですので、小さな大阪府の中に小さな大阪市という都道府県が一つぽんと入っているというぐらいの状況かと思えます。そんな中で住民の皆さんに身近な、いわゆる基礎自治体と言われる市町村ですけれども、が行政サービスをしていく上で、果たして大都市というのはどうなんですかというのが実は国でも議論されています。

ここに書かれているのは大阪市が言っていることじゃありません。大阪府が言っていることでもありません。国で言われていることでもあります。どういうことを言っているかというと、そういった大都市において住民サービスをするに当たっては、どうしても市役所の組織が大規模化してきますねと。そしてカバーするサービスも幅広くなってきますねと。結果、個々の住民とは遠くなる傾向がありますね、これを課題として大都市は解決していく必要があるんじゃないんですかということが国でも答申されている。大阪市はまさにですね、これが当てはまるんじゃないかというふうに思っています。

じゃ、それに対して今大阪市は何もしていないんですかと言えばそうじゃありません。できるだけですね区長に決定、さまざまな事業について区長が決定できるように権限と財源の責任をできる限り区長に渡していこうというようなことをやっています。そのためにですね区長を大阪市でいう局長というのが大阪市の中の島にたくさん、そういう部局の長がいるんですけれども、その部局の長よりも区長のほうを組織上上位の位置づけにしていこうということを決めたりとかですね、あるいは多様な人材を確保しようということで、民間でされていた方でも区長をやりたいということであれば、民間の風を役所内に引き込めるようにしたいと。あるいは内部の職員でも派閥というか、内部の順送り人事じゃなく

て、私こそが区長をやりたいという人が手を挙げてもらってやると、いわゆる公募区長制というのを導入しています。やる気のある区長に入ってもらって、そして局長よりも上の位置づけにし、そして区でいろんなことができるようにしていきましようということを進めていっています。それから区民の皆さんも、この区政について参加できるように区政会議を導入したり、さまざまな区民参加の仕組みを今つくっていっています。

その結果ですね、これまでの大阪市にはなかったんですけども、それぞれの区において区長が独自事業というのを進めていっています。お隣の旭区であればバス事業であったりとか、この鶴見区であればネットワーク活動を推進する事業であったり、住民主体の地域事業を進めていたり、あるいは西成であったら子どもの遊び場が少ないよねということで、廃校の小学校を使ってプレーパーク事業というのをやったり、阿倍野でいったら、阿倍野の魅力、阿倍野筋のですね、阪堺電車のあるところですけども、阿倍野筋の魅力をつくっていくと。あるいは天王寺であったら子育てスタートサポートクーポンをつくったりと、それぞれの区において区長の独自の特色のある仕組みというのを今進めていっています。

これについては教育についても同じでありまして、教育というのはこれまで教育委員会だけがするという話だったんですが、もちろんその大きな筋は変わってないですけども、教育委員会に市長であったりあるいは区長が入ってですね、学校のあり方とかあるいは放課後の学校を使った何か事業ができないかとか、そういったことについて区長が積極的に入って分権型の教育行政というのを進めていっています。

そういった形でさまざま、今の体制の中で区長にも権限を渡してですね、住民サービスを拡充しようということを進めています。ただまだまだやっぱりこの体制として足りないんじゃないか、この今区長の権限を強化するという制度として、それぞれ総合区と特別区という制度もありますので、そういったものに大阪市としては改革を進めていくべきじゃないかということでもあります。そういった中でですね、住民サービスを広げていって、そして強い大阪をつくっていく、いわゆる豊かな大阪と言えるような、そういったものを副首都大阪と確立づけてですね、それを進めていこうというので、今、副首都推進本部という部局も設置して、私と松井知事が一緒になって今進めていっています。

遠い将来、大きな目標で言えばですね、例えば副首都大阪というのは何だろうと云えば、当然住民の皆さんに豊かに暮らしていただくということに尽きるんですが、例えばですが、東京首都圏で大きな地震があったとき、首都機能のバックアップはどこがやるんですかということ、今これは正確な答えはない状況ですが、本来であればこれは大阪だろう、そういった大都市が首都機能のバックアップを担っていくべきじゃないか、西日本の首都と呼ばれるようにそんな経済都市、副首都、豊かな都市を目指していくべきじゃないかというようなことを今内部で議論していると。そのためにですね、大阪市と大阪府のそれぞれの行政組織、制度のあり方というのは見直す時期に来ているんじゃないかということでもあります。大阪市中心にこの大阪市域というのは当然発展してきました。大阪府も発展してきましたが、それは紛れもない事実なんですけれども、今後の大都市大阪という範囲で見たときに、大阪市、大阪府、今の制度のままで果たして、今まで府市合わせ（不幸せ）と呼ばれてきましたけれども、そういった状態でいいんでしょうかというのが大きな問題意識であります。

そのために、じゃ、どんな制度があるのということで総合区と特別区があります。きょうはですね、どちらかの制度を選んでくださいという話じゃありません。ああ、こういう制度があるんだなというのをぜひご理解いただきたいと思いますし、今のままの大阪のままで本当にいいのかなというのをご理解いただけたらいいのかなと思っています。そんな中で、あれ、ここはどうなんだろうということがあればご質問いただきたいと思いますし、私はこういう意見なんですというのがあれば意見をいただきたいと思います。そういった意味でどちらかの制度を選んでくださいという政治集会じゃありませんので、そういうものじゃないですけども、ぜひご紹介させていただきたいと思います。

1つ、総合区、これは当然大阪市自身は存続します。大阪市という市役所というのは残った上で、全体は市長がマネジメントしますが、住民自治を拡充するために総合区長というのを設定して、その総合区長に権限を渡していく。これは地方自治法上、総合区長というの認められましたので、そういったものに基づいて権限を強化していくというのが1つの方法、そしてじゃ、二重行政はどうするの、大阪市と大阪府の二重行政どうするのということについては、これはもう話し合いです。今、私と松井知事がやっているように協議して進めていきたいと思いますということなんです。

もう一つ、この特別区、これは大阪市役所という行政組織、これ自体は特別区に再編します。ですので、大阪市役所は廃止です。住民から直接皆さんが区長を選挙で選びますから、その区長が皆さんの身近な医療、教育、福祉というのを決定していくことになります。そして大阪府と大阪市の二重行政については、これは府、市、1つに一元化しますから、これは制度的に解消するということになります。

これはもう少し詳しくやったものですけども、総合区については自治体のトップは誰ですかと言えば市長です。区長はどうやって選ぶんですか、総合区長については市長が選びますが、もう一方の議会もですね同意をすると、副市長と同じような特別職という強い立場になるということです。じゃ、これは教育委員会、これは市に1つです。それから議会は市議会になります。予算については当然市長ですけども、総合区長が市長に対して、こんな予算にしてよ、私の区はこんな予算にしてよと、そういった意見の具申権があるということでもあります。

特別区については、これはもう自治体のトップは選挙でやりますから区長です。特別区が自治体のトップ、特別区の区長が自治体のトップ、選挙で選びます。教育委員会もそれぞれの区に設置します。議会もそうです。予算編成権についても、これはもう独立した自治体になりますから区長が有するということになります。この総合区というのは、法律上は地方自治法上の制度ですので、一部の行政区だけに導入することも可能ですけれども、今回、総合区というのを皆さんにご提案するのは、総合区にできるだけ多くの権限を持たせる、当然組織も必要になってきますから、そういった意味では一定合区をした上でですね、権限を持ってもらうというようなことを想定しています。

以上、これまでちょっと縷々申し上げてきましたけれども、何が必要かと言えばやっぱり大阪の今の現状の課題ですね、大阪がどうあれば成長していくんだろうと、今以上に成長していくんだろうかと。大阪の成長を阻害する要因、これまで府市合わせ（不幸せ）と言われてきましたけれども、それはどうやって解消していくのか、そして解消する時期に来ているんじゃないのかなというのが1つ、そしてもう一つが住民の皆さんの身近なサー

ビスというのを決定していく上で、皆さんの身近なところで決めていけるような仕組みと
いうのが必要なんじゃないか。そういった意味ではこの大阪市というのはやる範囲が非常
に、住民サービスという意味では市長と皆さんの距離が遠いんじゃないかということ、そ
れをもっと身近にしていきませんかということでもあります。ですので、この2つの問題意
識のもとです、大都市制度ということについて、今、行政の中でやっていますけれど
も、皆さんもですねぜひ、ああ、こういう制度があるんだなということをご理解いただ
けたらありがたいなというふうに思います。きょうはそういった意味で皆さんの忌憚のない
ご意見をお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

長い間ありがとうございました。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守よりご説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の水守と申します。私からはお手元のパンフレット「総合区・特別区
(新たな大都市制度)に関する意見募集・説明会資料」、これに沿って説明をさせていた
だきます。

まず、1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。第1部
では、大阪における新たな大都市制度について説明をします。第2部では、今回取りま
とめました総合区の概案について、第3部では、特別区制度の概要などについて、今から30
分余り頂戴して説明をさせていただきます。座らせていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きく
ださい。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごら
んください。大阪市や横浜市といった大都市では、住民意思の的確な反映、住民自治の拡
充と、効率的・効果的な行政体制の整備、二重行政の解消といった課題があると言われて
います。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充は、政令指定都市である大
阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々
の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の
解消について、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である
大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があつて、重複によって問題が生
じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下ですが、国において法律が整備されました。1
つは左側の総合区の設置です。政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんが
お住まいの区、行政区に変えて総合区を設置し、区長や区役所の権限を強化し、住民自治
の拡充を図るものです。もう一つは右側の特別区の設置です。こちらは政令指定都市であ
る大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ば
れた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

こうした状況の中で、その下にありますように大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、
1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは大阪市を廃止して5

つの特別区を設置するものでしたが、平成27年5月の住民投票で特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには、引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ、「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては、先ほどの市長の説明と重複しますので省略をさせていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢化社会などの課題に取り組んでいく必要があるということをお示ししています。

さらに1枚めくっていただきまして、7ページの総合区制度、それから8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で説明をさせていただきます。

なお、7ページ一番下に「ひとくちメモ」と囲んでいるところがありますが、ご参考としてところどころに用語の説明をつけています。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概案」について説明します。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線で囲んでいるところ、概案の位置づけをごらんください。これから説明します総合区制度の概案は、大阪市としてこれで行きたいといった固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ、総合区案を取りまとめてまいります。

それでは、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。上の網かけ部分をごらんください。まず、丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中ほどの(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が通常行政区と呼ばれる今の区の制度、右側が今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目、区の位置づけにありますように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いは3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同じように議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例、これは大阪市が定める法律のようなものですが、この条例で定める仕事となっています。これらについては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には区役所職員の任免権、すなわち人事権や予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権というものが法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままあるいは全ての区ではなく、一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、総合区をした上で全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区設置の意義、効果及び課題についてです。総

合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。その下に総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、これは後ほど具体例で説明します。

次に、総合区設置で期待される効果と課題について、その下の枠囲みをごらんください。まず、左側の効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速・適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右にある課題については、効率性の確保として1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を複数の総合区に分散して行うことで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保などがそれぞれの区で必要となりますので、いかに効率性や専門性を確保するかが課題になります。

このように総合区制度の導入に際しては、一番下の網掛けですが、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性や専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中ほど、黒い四角で事務レベル案と書いているところをごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、AからCの3つの案を設定しました。まず、A案、現行事務プラス限定事務と書いております。右側の欄、現在の区役所の事務に加えて、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などがやっている仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。真ん中のB案、一般市並み事務は、例えば守口市や松原市といった一般の市が提供している仕事を基本に総合区が事務を担います。一番下のC案、中核市並み事務の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内では東大阪市や高槻市などがこれに当たりますが、これらの市が提供している仕事を基本に総合区が事務を行います。わかりやすくいいますと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の仕事が増えるということになります。

ただし、表の下の※印のとおり、いずれの案においても市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明をしますが、これらについては総合区に移さずに引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは先ほど区の位置づけのところでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織です。独立した自治体ではないからです。

次に、一番下の区数案です。総合区の検討に当たりまして、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししています。大阪市の平成47年の将来推計人口は約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。総合区の導入に当たっては、必ず合区をしなければならないというわけではありませんが、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員の増加が見込まれます。24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員

の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りについては今後検討します。

以上が総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担について、総合区では区役所が行う事務が今よりも増えます。真ん中の局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区、すなわち現在区役所で行っている事務の2つに分けられます。総合区が設置されますと、現在局で実施中の事務は、引き続き局で実施するもの、①と②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的にはその下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置された後も中之島の本庁などにある局が実施する事務であり、例としては、表の右側に書いておりましたが、大阪市という1つの自治体として実施する例えば条例や予算などの事務、そして市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、例えば成長戦略や広域的な交通基盤整備など、また、住民サービスの統一性や一体性が求められる例えば国民健康保険のような事務は局が行うこととなります。その下の②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。これについては詳しく後ほど説明をします。一番下の③総合区で実施と書いているものについては、現在区役所及び保健福祉センターで実施している仕事ですが、これらはそのまま総合区で実施します。

事務分担について繰り返しますと、総合区へは、現在局で実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移管をします。ただし、大阪市という1つの自治体として、また市全体の観点で行う仕事などは引き続き局が実施します。また、総合区へ移管する事務の量によって、A、B、Cの3つの案を設定して、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制をお開きください。ここでは総合区の仕事を増やすことや合区することによって職員の数がどう増減するかについて試算をお示ししています。職員数の増減イメージとありますが、基本的には総合区に仕事を多く移すほど職員の数も増えます。また、区の数が多いほど職員数は増えます。こうした増減は、ページの一番下、③総合区移行時の職員数の変化の試算結果にお示ししています。太線で囲った表、一番下にあります。これをごらんください。A案では、縦に5区、8区、11区とありますが、いずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員の数が減ることを示しています。B案では、5区の場合には黒い三角で減少、8区の場合にはほぼ変わらず、11区の場合では増加、C案では、いずれの場合も現行より職員数が増加するという試算結果になっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の※印ですが、一定の仮定のもとで試算をしたものですので、確定した数字ではありません。

職員体制について簡単にまとめますと、A案からB案、C案となるにつれて、すなわち区役所の仕事の量が多くなるほど職員数が増え、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数は増えます。

次に、16ページをごらんください。ここでは3つの事務レベル案ごとにきめ細かい行政サービスの提供とできるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中の表の職員数を四角

で囲んでいるところがありますが、A案では8区と11区、B案では5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれについて詳しく説明をします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区数は8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の黒い四角、総合区の事務内容というところをごらんください。子ども、福祉、健康・保健など、分野別に区役所に移す事務を示しています。なお、それぞれの枠の中で点線で囲んでいるのは、現在も区役所で行っている事務です。A案の総合区では、例えば左上の子どもの分野では、保育・子育て支援として現在局が実施している児童いきいき放課後事業というのが総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、その右のまちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示しておりますが、その一部について取り上げて説明をします。前のスクリーンをごらんください。

一番上に総合区で変わることにA案、例、道路の日常管理、放置自転車対策とあります。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織である建設局の工営所というところで行っています。図の右側をごらんください。これが総合区の仕事となることで、皆さんからの要望に対して直接総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数を見直すというようなことがより迅速に、またきめ細かく対応できるということになります。なお、一番下に書いていますとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断します。

資料に戻りまして、19ページをお開きください。次にB案の総合区です。区の数には5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能と見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば左上の子どもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営や民間保育所の設置認可があります。また、その下の福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果については、20ページに3つの具体例をここでも示しておりますが、再び前のスクリーンをごらんください。そのうちの1つ、子ども・子育て支援施策の例について説明をします。前のスクリーンですが、大阪市では、待機児童の解消というものを最重要施策として掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。左側の認可保育所設置のフロー図のとおり、現在は中ほど、②地域調整とありますが、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事になっていますが、③事業者の募集・決定については市長の仕事になっています。図の右側、これが総合区になりますと、②の地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期にあるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻っていただきまして、21ページをお開きください。次に、C案の総合区では、区の数には5区で、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印がついています。例えば子ど

もの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度前のスクリーンをごらんください。22ページに3つ書いてありますが、この中で1つ、こども相談センターについて説明します。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案は、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、これが総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織になり両者の連携が一層密になることで、虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻っていただいて、23ページをお開きください。10、今後の検討事項です。

まず、1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域区割り、総合区の事務所の位置ですが、今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示ししましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区をして総合区を設置するのか、総合区の区役所をどこに置くのかについては今後検討していきます。

なお、※印ですが、合区に際して現在の24の区役所及び保健福祉センターは、総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備費用や市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後具体的に検討します。

その下の11、総合区案のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案については、今回お示した3つの案の中から選ぶということではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討していきます。

なお、24ページにはご参考として局で実施する事務の内容例を、次の25ページから28ページには局と総合区の事務分担の詳細を、さらにめくっていただいた29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口や面積に関するデータを添付しています。

以上が第2部、総合区の概案についての説明です。

続いて、第3部「特別区制度」についてご説明します。30ページをごらんください。

初めに、「ご留意いただきたいこと」というところです。この資料は特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいて、どのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットの考え方などをこの後お示ししています。今後、皆さんからいただくご意見を踏まえて、改めて制度案の検討を進めていくことになります。

31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要です。特別区とは、一般の市町村

と同じようにみずから税金を徴収し、予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民の皆さんに身近な施策を行います。

次に、（１）特別区設置法の制定というところをごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域では、政令指定都市等を廃止して特別区を設置することが可能になりました。

次に、（２）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が現在皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度、そして右側が東京の例えば新宿区や渋谷区のような特別区と言われる制度です。

表の２段目、３段目をごらんください。自治体の首長、トップは政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でそれぞれが独立した地方自治体である特別区は、各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会については、政令指定都市は市全体で1つの市議会が、特別区では区ごとにそれぞれ区議会が置かれます。

４段目、主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行いますが、政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は市町村の仕事のうち、上下水道や消防などは大都市行政の統一性を確保するため、都のほうが一体的に行います。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち、法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税徴収し、その下ですが、それらを活用して都や各特別区の間での財政の調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるのかをイメージ図で示しています。図の左側をごらんください。

今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には、例えば保育や小中学校の運営のように、住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業の振興や広域的なインフラの整備などの仕事も行っています。一方で大阪府も大阪市と同じように広域的な仕事をしています。大阪ではこの広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。特別区が設置されますと、図の右側ですが、大阪市が廃止されて、保育や小中学校の運営など、基礎自治体の役割は各特別区が担当して、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項について検討をし、決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するための手続をお示ししています。

まず、（１）特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府と大阪市の両方の議会の議決を経て特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に（２）その協議会で、真ん中に太枠で囲んでおりますが、特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、（３）その協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、（４）特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、（５）

総務大臣の決定によって特別区が設置されるということになります。

以上が特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たって、その参考となるように平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について、改めて説明をします。35ページをお開きください。

まず、(1)特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下に表があります。それをごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区と5つの特別区を設置するというようにしておりました。それぞれの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を各特別区の議会に割り振っていました。また、各区の本庁舎、すなわち特別区役所の位置は、上の地図のところに書いてあります吹き出しに、区の名称とともに本庁舎の位置を書いています。例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としていました。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても現在24区役所等で実施している事務は、引き続き現在の区役所等で行うこと、②町名については、特別区の設置が決まった後に皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用して当時の考え方をお示ししております。上からまず区の名称については、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に、区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区としたこと、また、本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性や交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に、議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、現在の大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししています。

一番下の網掛けに、この項目に関して当時住民説明会でいただいた主な質問や意見を記載しています。この後、各項目ごとに同じように当時の主な質問や意見を記載しておりますので、ご参考になさってください。

次に、37ページをお開きください。(2)特別区と大阪府の事務の分担について、真ん中の表、事務の分担のイメージをごらんください。今の大阪市は左側、住民の皆さんに身近な仕事として戸籍、住民基本台帳、保育などの仕事を、また、その下の広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側にあるように特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、その下、大阪府は大阪の全体の成長や都市の発展などにかかわる広域的な事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

次に、38ページをごらんください。(3)一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たって公平性や効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険などについて、5つの特別区が一部事務組合等をつくって連携して行うとしていました。

次に、(4) 職員の移管、特別区の職員体制ですが、1つ目のポツ、1行目のところに※印が書いていまして、近隣中核市5市をモデルとあります。これはその下に書いていますが、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市など5市の職員数をモデルに各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するというようにしております。

次に、39ページをお開きください。(5) 税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目の黒いひし形です。各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしました。真ん中のイメージ図では、現在大阪市で課税徴収している税金を特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など、大阪府が課税徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理をして特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用するというように示しています。

次に、40ページをごらんください。(6) 大阪市の財産と債務の取り扱いについてです。特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や大阪市が持っている株式などの財産あるいは市債の返済がどうなるのかを示してしました。①の財産ですが、1つ目のひし形です。学校や公園など住民サービスに必要な財産は、仕事の分担に応じて特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目のひし形、株式、大阪市が積み立ててきた基金、貯金ですが、これらについては、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目のひし形です。大阪府で既に発行した大阪市債、つまり借金は大阪府が引き継いで、その返済費用は特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下の(7) 大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし形、特別区の仕事に必要な財源の確保や大阪府が引き継いだ財産の取り扱いについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議・調整をし、3つ目のひし形、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るというふうにしてしております。

最後の(8)には、特別区設置の全般について、主な質問や意見をお示ししています。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区については現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえて今後検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しています。また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会でいただいた全ての質問とそれに対する回答については、大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これより皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。冒頭お願いいたしましたので、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや政治的な主張など、開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合

もごさいます。また、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、ほかの参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

ご意見、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私が指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、ご意見、ご質問は発言機会1回につきお一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。総合区・特別区に関するご意見、ご質問でしたらどのようなことでも結構です。先ほどの説明でわからなかった点や確認しておきたいことなどはございませんでしょうか。

それでは、こちら、右ブロック3列目の白い服の方。

(市民)

名前とか何か、いいんですか。

(司会)

いや、そのまま座ったままで結構です。

(市民)

ああなるほど。いや、もちろん座ったままでやりますよ。

一番ね、思うのは、国の委任事務としてね、大阪府に流れてくるわけですね。大阪府は大阪市に流れると、大阪市からまた末端市町村区ですか――に流れてくるわけですね。このルートはどうなっているのかということですね。

それとね、今までこれをずっと聞いていましたらね、場合によっては三重行政になる可能性があるんじゃないかと。二重行政どころを一元化して、府とかどっちかに統一するんでしょうけれども、それについて明確な答えはないと、これはいかにしてどのように解決されるのかということですね。

だから私、一番聞きたいのは、国の委任事務としてね、ややこしいことを末端市町村であるこの新しく考えられている区のほうに持っていかれるんじゃないかと。ということは、人事権の問題も出てくるし、教育権の問題ね、そういうことも発展するんであろうと。それから税徴収の問題についてもね、条例でね市しかできないということであれば、その理解がどうなるのかということですね。だからその辺で結局徴税権の問題でこれどうなるのかということは、結局条例で市が決めることであればね、結局また理解が要るんちゃうかということになるわけです。

以上です。

(吉村大阪市長)

まず、それぞれの大阪府でやること、それから大阪府でやることをそのまま大阪市にお

ろして行ってやるという仕組みに、まず基本的になっているわけではないというご理解をいただきたいと思うんですね。大阪市は大阪市で、当然このやるべき事務というのを予算の範囲で決定してこれを行っているということになります。当然国から委任をされてやっているという事務もこれあるんですけども、そういった意味で国から府、府から市、市から区というふうな流れに必ずしもなるものじゃないということだと思います。

もう一つの徴税権については、これはどこの自治体で徴税するかということなんですけれども、これは特別区の今は案がないですけども、特別区のバージョン、前の案でいうと、市民税と固定資産税とこれまで大阪市で徴収していたものというのは一旦大阪府が徴税することになりますけれども、それについてはそれぞれの特別区でやる事務、それから大阪府でやる事務についてですね、きちっと明確に財政調整できるように特別会計というきちっとした箱みたいなものをつくってですね、その箱の中で財政調整をしていくということになると思うので、徴税権が混乱すると、そういうこともないのかなというふうに思っています。

(市民)

それだけ違うでしょう、もったいでしょう、質問。

(司会)

あとは二重行政、三重行政、ご質問。

(市民)

いやいや、それと教育の問題とか。

(吉村大阪市長)

三重行政、何と何が合うて三重行政とおっしゃっているのかちょっとよくわかりにくいところはあるんですけども、今、少なくとも広域的な事業については、大阪市と大阪府がそれぞれ同じような事業をやっていますので、ここについては一定特別区という制度にすれば制度的に解決されるだろうというふうに考えています。これを同様に今回の特別区制度あるいは総合区制度をやることで三重行政になるというのはちょっと違うんじゃないのかなというふうに思っています。何をもって三重行政と言われているのかわかりにくいところがあるんですけども、そういうふうに思いますね。

(松井大阪府知事)

国の委任事務については、今でも大阪府と大阪市、それぞれ同じような事務を国から委任されます。大阪市は広域がやるべき仕事を政令市ですから国から直接委任されるわけです。大阪府は府として国から委任されると、だから今それぞれがそれぞれで国からの委任事務をやっていると。特別区になれば、これは大阪市の各エリアが特別区という自治体になりますから、大きな仕事については、今、国から委任されているものは全て大阪市側にあるものが大阪府に来ます。特別区になれば広域事業、広域行政については一本化されますから二重にはなりません。

だから、国、国から大阪府、広域事業の担うのは大阪府、そして特別区になれば各特別区の自治体、その自治体で選挙で区長が選ばれてそこに区議会ができるということになります。東京の特別区と同じです。総合区になれば今の形とほぼ同じです。ただ各区の規模が大きくなって、これは行政区ですから。各区の規模が大きくなって、今よりは少しその総合区に権限が渡っていくと。その総合区においては区議会はありません、大阪市が残っていますから。だから総合区で府と市と総合区という関係でいくと、広域の事業についてはいつまでたっても二本立てでやらなければならないということです。

(司会)

それでは、次の方、挙手のほうをお願いいたします。

それでは、こちら、はい。右ブロックの4列目の、はい。

(市民)

きょう、総合区・特別区という説明があったと思うんですけども、私は特別区についてちょっと物申したいんですが、特別区に対しては1年半前に住民投票で多大なお金と労力をかけて否決されたと思うんですね。それをあえて1年半しかたっていないのに今提案されるのはいかがなものかと考えております。いかがでしょうか。

(吉村大阪市長)

確かにですね、一昨年5月17日の住民投票でこれは否決になりました。なので、今、案はありません。ただですね、当然これ70万の方で否決されましたが、69万の方は、これはまだ見ぬ制度ですけども、賛成だと、これで行けという意見があったのもまたこれ事実だと思うんですね。その上で、私と知事の市長選挙、知事選挙というのがあったわけです。この一昨年の11月22日にありましたけれども、そこでですね、私もこれは当時から見れば半年程度しかたっていない中でですね、舌の根も乾かないうちにあなた何を言っているというふうに言われましたけれども、特別区の修正する案をつくらせてほしいというのを皆さんにお訴えをして、それで選挙が行われました。そこで言っていないで今言い出したらおかしいと思いますけれども、そこで正面切って言いました。

その結果、60万対40万という選挙結果も出ましたので、多くの市民の皆さんは、確かに5月17日、1回否決されているけれども、もう一度これをやらせてくださいというふうにも私も出て行ってやっているわけですから、その上で議論を積み重ねてちゃんとした手続のってやっていくことをめざすというのは、僕は別におかしなことでもないと思いますし、民主主義のプロセスなのかなというふうに思っています。

(司会)

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、左のブロックの前から2列目の、はい。

(市民)

二重行政の解消についてなんですけれども、資料の32ページの特別区の設置イメージの

中では、二重行政はこれで解消できるというのがすごい明確にわかるんですが、総合区の場合はどうやって二重行政を解消されるんでしょうか。たしかさっきの説明では、市長と知事が話し合って解消するとか私は受け取れなかったんですが、その解釈でよろしいんでしょうか。もう一度説明をしていただけますでしょうか。

(吉村大阪市長)

総合区の場合は、当然大阪市という役所は残った状態になります。ですので、二重行政の解消の基本的な思想は話し合いです。具体的に地方自治法で、じゃ、話し合いをする、設置する機関というので府市連携の協議をする機関を設置しなさいというようなものあってですね、もし府と市の話し合いがなかなかうまくいかなければ、これは大臣に対してご意見を求めるというようなそういった制度もあります。ですので、そういった制度を使いながら二重行政は解消していくということになると思いますが、最終的には話し合いで解決しようということ。これは僕は価値観のところもあるのかなと思うんですけども、政治家なんだから府と市、話し合いで解決しろよというのも一つの価値観かなと思っています。だから特別区の場合は、そこは制度的に解決する。総合区の場合は、府と市の協議機関みたいなものを設定するわけですけども、そういったところで話し合いで解決していくというその解決の仕方に差があるのかなというふうに思っています。

(司会)

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。

それでは、真ん中のブロックの前から2列目の方。

(市民)

すみません、何点かちょっと。1点だけと言われたんですけども、関連しているのちょっとだけ言わせてもらってもいいかもしれません。すみません。

これ、もう大阪の場合、制度改革をしなきゃいけないというのは大前提の話なんですよね。今伺っていたんですけども、総合区で果たしてこれはいけるのかなという非常に疑問を感じますね。1つにはですね、確かに今の質問にもあったと思うんですけども、これで果たして二重行政って解消できるのか、あるいは今後、二重行政ってまた発生するんじゃないか、発生しないことをできるかどうかという点が一つ考えられるのかなというふうに思いますね。

あと、これは特別区にしないと本当まあ、住民に対しての身近なサービス、行政サービスあるいは地域課題に即した施策とか事業展開を臨機応変にやっていかないかんのですけれども、これもやっぱり総合区ではちょっと難しい点があるんじゃないかなというふうに思います。何よりもですね、やっぱり特別区同士ができ上がって、切磋琢磨してやっぱり競争しながら住民サービスあるいは地域の活性化を図っていくという点でもですね、やはり私は特別区のほうが非常に今の時代に適しているのかなというふうに思います。

あと、公益の観点から考えてもですね、やっぱり大阪は220万じゃなく880万でもっとスケール感を持った施策をやっていかないとですね、人口でも神奈川に負けているあるいはさっき言われていましたけれども、所得では大阪は3番目なんですよね。横浜にも負けて

いると思います。そうしたやっぱり大阪の低迷はずっと続いているわけです。

先ほども言われていましたけれども、1回否決されたものを何でここで蒸し返すかというような話なんですけれども、そうじゃなくして大阪のことを考えたらですね、やっぱり大阪市民が今何を望んでいるかというところと改革なんです。自分たち住んでいるところを自分の孫や子どもやあるいはその家族、よくしたい、その希望でやっぱりやっているんじゃないかなというふうに思いますので、前回、前々回の選挙もですね、非常に、選挙の結果を見てもですね大阪市民が何を望んでいるかはっきりわかるというふうに思っています。ですから、現状が決してベターであるはずがないのでですね、制度や組織をしっかり制度改革もひっくるめて考えていただきたいなというふうに思います。ぜひ実現をさせていただきたいというふうに考えております。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。

それでは、こちら、はい。右のブロックの3番目の、はい。

(市民)

先ほども質問したんですけれどもね、日本の人口自体は絶対増えるわけがないわけですよ。大阪市、大阪府の場合は、よくやっても社会増しかあり得ない、これは誰が見てもそうです。そうなれば行政自体をもっとコンパクトにしていかなければならない、これは誰が考えても当たり前のことです。

私が思うのはですね、ここで例えば大阪府、大阪市内選出の大阪府議員の方々ね、あれどんな仕事をされてんのかなと。だからこの制度改革、いろいろ練られていると思います。これが実現するかしないかはわかりません。これは最終的には住民投票ということになるんでしょうけれども、だから大阪府議員の立場としてね結局何をされているんかということの位置づけも知事のほうから発言がないし、大阪市長からの発言もないと。これをないがしろにすれば、また結局は大阪、国のことは別に置いて、大阪府の下に大阪府があり、大阪府の下に各区があるということですね、それで先ほど言った三重行政になるん違うかというわけですよ。

この辺のまず議員の方々からね立派なご意見はね、私は各団体党派のそういった意見を、これは否定も肯定もしません。それから一つの代弁もせん、もちろんちょうちん持ちもしませんけれどもね、そういうことを含めてね大阪府の、大阪市から出ている議員先生方のねご意見がないというのが非常に残念です。だから私はこの際ね、大阪市から選出されている大阪府議員の先生方もね結局全部廃止すればいいわけですよ、まあこれができるかできないかは知りません。そういうことを身の切る改革をしてね、それでやっとなら大阪府としてね、大阪府として一本になるんじゃないかということで、行政面からのねそれは議員先生方、大阪市長、大阪府知事でできるんじゃないかと、私はそう思います。だから身を切る改革言うたら、議員定数を減らすことだけじゃなく、議員歳入減らすことだけじゃないと思うんですよ。だから結局はその議員先生方の二重、三重をまず切るべきやと、これはもう第一歩やと思いますよ、何事にも。

以上です。

(松井大阪府知事)

今ご質問あって、大阪府議会の位置づけということなんですけれども、確かに大阪市内の府議会というのは、衛星市に比べると仕事が少ないと思います。いや、やっています。警察ってご存じないんですかね。警察の予算は大阪府議会が全部チェックしているんです。皆さんの治安を守っているのは大阪府議会です、警察予算も。これも一つの大きな仕事だと思います。何もやっていないという、ちょっとそういう目線で見られると彼らも非常に残念なのかなと、色眼鏡で見られるのはね。大阪府議会が一番、警察予算でもやっぱり市内が一番これは予算的にも非常に大きく占めています。やはり人が多いと、繁華街もありますから。だからその辺でいくと、大阪府議会は大阪市内の治安を守る、それから皆さん方の3次医療についてもですね、今度、大阪府で国際がんセンターを今つくっています、4月からオープンしますから。大阪の皆さんの健康というものについてもしっかり府議会もやっています。ただこの部分は大阪市もやっています。大阪市も3次医療をやっています。

だから先ほどから二重行政、三重行政になるんじゃないのという話は、同じ仕事、権限を持つと重なり合います。だから二重行政という話になる。今度、特別区にすると広域は一元化しますから二重にはなりません。大阪府議会と市議会の二重はなくなります。広域の仕事は大阪府議会がやる、皆さんの身近な福祉、教育、こういう部分については、今度は特別区議会が担うということになります。だから今は僕と吉村市長の人間関係で二重行政は解消していますけれども、制度として見直すのであれば、やはり大阪に特別区が必要になってくるのかなと、こういうふうに考えています。

(司会)

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。

それでは、右のブロックの、はい。

(市民)

きょうは総合区のことだろうなと思って来たんですけれども、特別区のこと大分時間かけて説明されました。あれは前に聞きました。そのとおりのことを言いはっただけです。新しい明示は今ないからという形でもったいない時間やなというふうに私は思います。市長としては総合区を次のあれとしてしたいわけですか、それとも特別区にしたいんですか、どっちかわからないんです。まず1つの質問です。

(吉村大阪市長)

僕自身は特別区論者です、僕自身は。これは選挙で訴えていますから。ただこれはもう一つ、大阪市というのは市長とともに議会というのがあってですね、議会も住民の代表なんです。議会は、いや、これは総合区じゃないかというのが多数を占めています。だから僕の役割としては、この特別区についても、総合区についてもベストな案をつくってほしいというのが今の僕の考えです。最終的には一番権限は市民の皆さんですから、市民の皆

さんにどちらかを判断していただくというのが僕の考えです。

(司会)

一旦ちょっと、はい。ほかの方でご意見、ご質問、何かございませんでしょうか。
では、もう一度、はい。

(市民)

住民の要求を政策として頑張る市長も言われましたようにね、私もこの鶴見の住民なんです。ほんで毎日楽しく安心して過ごしたい、これだけでいいんです。だから今の大阪市の制度の中でもいいんじゃないかなと思っています。それよりも市民のために、住民のためにねもっと税金を使ってほしいと思いながら頑張っているんですけども、吉村市長にもこの大阪鶴見区の子どものバスということでお願いに行きましたけども、これはもう民営化するからもう部署はない、そういうふうにおっしゃって話すら聞いてもらえなかったことでね寂しい思いをしました。やっぱり住民が必要なら相談に乗ってほしいなというふうに思います。

(吉村大阪市長)

相談に乗ってないかのような意見があったので、ちょっとまあご質問かご意見かわからないんですけども、バスについては、地域系のバス路線についてはこれは維持するというのは明確に意思表示しています。そういった意味で全く意見を聞かないとかそんなありませんのでね、ただ270万人いらっしゃる市民の中の皆さんの意見を代表するのが86人、議会もいるわけですから議員の皆さんに、それぞれ行政区に議員がたくさんいらっしゃいますので、その議員を通じて、議員自身が僕自身は市民の皆さんの大きな声だなという形で今、議会と接しています。じゃないと、これ270万人お一人お一人の声を1人の市長で見るというのは事実上難しいですからね。ですので、議員の声というのは、僕は市民の皆さんの代表の声だと思って今、議会で接しています。

その中で住民の皆さんが豊かに暮らしていけるように、個々の政策について住民サービスを充実させるというのは、僕は個々の政策で僕なりに一生懸命やっている、やっています。これは当然政策としてやっていますし、これからもやっていくと。これは今の市民の皆さんがそうですし、将来の子どもたちのためにもここはやらなきゃいけないと思うのをやっていっています。ですので、市民の皆さんの声を聞かないというのは、僕は当然違うと思っていますし、やっています。ただその中で制度というのは、大阪大都市の制度というのは、これは最終的には市民の皆さんに返ってくる話ですから、よりよいものをつくっていくというのも市長の役割じゃないのかなというふうに思っています。

(司会)

すみません、マイクを通してお話しいただけますでしょうか。

(市民)

交通水道委員会に傍聴に行きました。そのときにうちの議員さんにも提案していただき

まして、この鶴見区ね、寝屋川向こうバスが1時間に1本しかないんです。ここの区役所に来てこれにも参加したくてもね参加できないんです。それはねやっぱり住民としては不平等じゃないかなというふうに思います。お年寄りも出かけたときに出かけられるように、そんな交通政策をしてほしいということをお願いしたんです。そしたら、バスは民営化するというでなっているの、市役所では部署はもうないから、僕としては応えられませんというふうにおっしゃっていました。それを私がちょっときょうは考え直してもらいたいなというふうに、鶴見の住民としてお願いに来ました。

(司会)

すみません、ご意見のほうは頂戴いたしました、本日は総合区・特別区、新たな大都市制度に関するご意見なので、すみません。

それでは、引き続きご意見。はい、では、左のブロックの2列目の方。

(市民)

きょうのお話で合区を前提にずっと話がなされているんですけども、例えば今の24行政区のまんまの総合区への格上げていうことの検討ですね。今、区政会議がなされてて、区政会議の中で区長の権限の強化がなされていると思うんですけども、それが今まだ道半ばといいますか、やっている途中で実際に話もされているわけなので、24行政区の総合区、そのままの総合区への格上げということの検討も必要、されているのかされていないのか、必要ではないのかなというふうに思います。

(吉村大阪市長)

これについてはですね、資料の16ページを見ていただきたいというふうに思います。要は今の24区のみで、そして総合区に格上げをし、そして総合区に大きな、できるだけ住民の皆さんのことが身近で事務が執行できるような体制をしていくとなればですね、当然これは体制が必要になります。企画立案をし、そして実行する体制が必要になります。その分職員の数が物すごく増えるということになります。

今の行政区というのは、これは鶴見区もそうですけれども、役所の出先機関です。企画立案する部隊はありません。そしてその事務を執行するというのも、窓口サービスは当然受けていますけれども、そういったものがない。そういったものを皆さんの身近なところにつくっていきましょうよと、中之島に集中させるのをやめて分権化を図っていきましょうというのが基本的な考え方です。

ですので、具体的にいうと16ページにあるようにですね、例えばC案の中核市並み事務のことをやってもらおうというので、11区で構成したらどうなのかと言えば、ここの図にあるとおり、540人から820人ぐらいの職員の数を増やさなければなりません。ということは、その分のコストが当然増えるということになります。これをですね合区せずにやると、これは24区になりますのでここでは計算は出していないんですけども、24区でC案になると物すごい数の人数が必要になるということになりますので、それは現実的にはできないだろうということで検討した結果、今回の案をご提案させていただいているということです。

(司会)

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。

それでは、真ん中のブロックの4列目の、はい。

(市民)

きょうの今まで話を聞かせていただきまして、大阪市としましてこれから高齢者がたくさんなって、それとやはり生活保護の方とか、福祉に大変なお金が必要ということを考えましたら、今の我々の受けている恩恵ですかね、生活のためのいろいろな福祉を考えましたら、やはり議員数も、それから職員数も減らしていかなければならないのではないかなと思うんです。

だから先ほどちょっと府会議員の話が出ましたけれども、私たち大阪市民から見ましたら、府会議員の数もっと減らしてほしいな、市会議員の数も減らしてほしいな。初めばつと聞いたときに、ああ、市会議員なくなるかなと一番初めに思ったときはそう思いましたが、区会議員が出てくると、同じぐらいあるいは増えるかもしれないとなりましたら、人件費を考えましたらすごいそれでまたということになりますので、やはりこれからの将来を考えましたら、特別区にしなければならぬんじゃないかなという思いは持っています。そのときにやはり議員数も職員数も本当に必要なのはどこかということを検討して、それで決めていっていただけたらありがたいなと思っています。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは、引き続き挙手のほう。

それでは、こちら左のブロックの3列、もう一度手を挙げてもらえますか。はい、今、はい。

(市民)

私は区長選挙がある特別区のほうが好きなんですけれども、総合区から特別区への移行は可能なんですか。また可能としたら、総合区の規模にもよりますけれども、コスト面でどうなるのか、その辺を聞きたいです。

以上です。

(吉村大阪市長)

これは特別区をつくるというのは今法律があつてですね、200万以上の都市でこれは可能だという法律になっています。総合区を設定しても大阪市というのは当然残りますから、この270万都市でも残りますので、一旦総合区をつくって、その上でその後特別区に移行するというのも、これは当然住民投票の手続は要りますけれども、それは手続的には可能だという形にはなるかなというふうに思います。

もう一回質問を言ってもらっていいですか。失礼しました。

(市民)

総合区から特別区に移行するときにかかるコスト面をちょっと聞かせてもらって。

(吉村大阪市長)

まず、総合区に移行するコストというものもまず発生するんですね。今の大阪市から総合区に移行するために、まずシステム変更とか、移行するときに結構かかるコストというのはシステムの変更があるんですけども、それが総合区に移行するときにまず一旦システムの費用がかかる。そこから総合区からさらに特別区に移行するとなれば、そこでまた新たな別の自治体ということになりますから、二重のコストはかかってくるということになるというふうに思います。

(司会)

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。

では、こちら、左のブロックの前から2列目の、はい。

(市民)

これ、あとのスケジュールといいますかね、それにつきまして質問したいんですけども、これは副首都推進部ですか、水守さんから用語について説明いただきましたんですけども、これはいわゆる副首都推進部という位置づけが十分理解していなくて申しわけないんですけども、これは府市共同でどちらに所属しておられるかということをお聞きしたいということと、それとそれに関連しまして、この総合区・特別区、いろいろ新聞にもですね、例えば余り具体的な政党の名前を言っははいけませんけれども、Aという政党は総合区案で議会に提出するとか、あるいはもう少し折衷案的なことを考えている政党とかいろいろあるようですけれども、この2つの案はあくまで我々、きょう、市に対する説明会用に副首都推進部がたたき台として出されたということですかね、純粹に言えば。

だから、例えば市長がおっしゃっている、私は当選したんだから特別区のほうでいきますというのがここで断言されるのは少しおかしいんじゃないかという気もするんですけどもね。だからちょっと水守さんにね、このたたき台をつくられた、あくまで両方のたたき台を自分たちの副首都推進部としてつくって、これでもって市民が自由に意見を交換し、また行政に対して質問してくれということなのか、あるいはこれは全く議会だとか、この具体的なほうでこれが進んでいくときに、政党の提案の内容と変わり得るということは十分あり得ることなんでしょうか。その辺の今後のスケジュールを含めまして市長なり、また松井知事にお聞きしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

(吉村大阪市長)

まず、最初の副首都推進局というんですけどね、その局はどちらに所属しているんですかということについては、これは共同の設置と思ってもらっていいです。府にも所属していますし、市にも所属している、それぞれお金を出し合って共同の局をつくっているということです。ですので、例えば議会に質問とかあればですね、副首都推進局は市議会でも答弁し、府議会でも答弁をするというふうな形になります。籍は大阪市の中に置いていま

すけれども、共同の局だというふうに思ってもらっていいと思います。

市長が特別区論者と言うのはおかしいんじゃないかという話ですけれども、これはもう僕自身は政治家ですので、この場合は行政の説明として僕は特別区に皆さん賛成してくださいとは言いません。特別区・総合区という制度がありますよというご説明の場ですけれども、質問で市長はどちらの論者ですかと言われれば僕は特別区論者です。ただ先ほど申し上げたとおり、総合区も特別区も僕は最終的には住民の皆さんが判断することだと思うので、であるならば、それぞれについてベストな案をつくっていくのが市長の役割なんじゃないのかなというふうに思っています。

タイムスケジュールでいうと、これはあくまでもまだ区割りとか示されていませんので、こういう制度があるということなんですけれども、スケジュール感でいうと、この説明会は1月末で24区全部終わることになりますから、その後、今5区と8区と11区ということを示させてもらっていますけれども、市議会ともしっかり議論をしてですね、これをきちんと何区がベストか、どのぐらいの事務を持つのがいいのか、そして区割りはどうあるべきなのかというのを今年の3月末までには、僕は総合区については確定させようと思っています。その上で、まだそれでも案はできていなくてですね、じゃ、もうちょっと細かいことはどうするの、それは大枠ですから、細かいことを決めていくというのは、今年の8月ぐらいまでにはこの細かいことを決めていくということをしたいと思っています。8月になればですね、9月の議会も始まりますから、そこでその細かく設定した案について詰めていって、最終的な総合区の案というのは、来年の年明けぐらいにはですね確定したものが、仮に議会の議決が得れば、それで決定できるようなものというのは、そういったスケジュール感で進めていきたいと思っています。

総合区の導入というのは、これは大阪市が存続しますので、議会の議決だけで決定できるというのが法律ですから、そこは住民投票は議会の議決で決まる話なんだろうなというふうに思います。

特別区については、これは今、私が特別区論者だと今言ったところで進められるものじゃなくて手続というのが要ります。まずは大阪府も大阪市もそれぞれの議会で、特別区についてどんなものをつくっていきましょうかと。今はさっき言ったように否決されてないですから、具体的にどんなものをつくっていきましょうかというような議論の場というのを設ける会議、これを法定協議会といいます。この法定協議会をやましょうということ自体の議決が市議会と府議会でそれぞれなければそもそも案はつくれません。その市議会と府議会で、じゃ、案をつくるのはやましょうかということになればですね、その法定協議会の中で1年ぐらいかけてですね、これは国との調整も要りますから、そういったことを案を進めていくということになると思います。1年ぐらいかけて最終の案をつくって、その上でさらに議会でそれを住民投票にかけていいですよというまた議決が要ります。あわせて、国もですねその案を見て、ああ、これは法律的にこれでも大丈夫ですよというのを総務省のハンコが要りますので、そのハンコをもらって、そして議会もいいですよということの手続を踏めば、30年の来年の秋には住民投票ということをめざして、そんなスケジュール感でやっていきたいなというふうに考えています。

(市民)

それと関連でよろしいでしょうか。

9月にそしたら一旦総合区の案で議会に、大阪市議会に提案されるということなんですか。というわけでもないんですか。今話を聞いていましたら、総合区については具体的な5区にするか、8区にするか、そういうものを決めた上で9月に上程するというふうに聞こえたんですけども、それは間違いでしょうか。

(吉村大阪市長)

具体的に9月に上程するのは最終の案じゃなくてですね、最終の案をつくり上げるのは9月の議会も過ぎた上で、来年の2月ぐらいには、議決すればそのままいくだろうというような案はつくろうというふうに思っています。そのときに、じゃ、総合区の案を先に議決するかどうかというのは、ちょっと現時点ではまだ確定的には決まっていないうことだと思います。案づくりというのは、今から総合区についても夏までにかかなり詳細なもの、そしてさらに議会でも議論をして、いろんなことを詰めた上で来年の頭にはほぼ最終と言えるものができているという状況にまではしたいと思っています。

(司会)

意見用紙にも記載しておりますが、例えば身近な区役所で行ってほしい業務や区の数、区割り、こういったことについてもご意見などを頂戴できましたら幸いです。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。

すみません、じゃ、真ん中のブロックの、はい。

(市民)

すみません、さっき質問しようと思って忘れていた点があったんですけども、ちょっと松井知事に伺いたいんですけども、これは今回の場合、基礎自治に対しては結構総合区のほうで詳しく語られているんですけども、じゃ、これ広域行政という点から考えるとどのようにこれを考えているのでしょうか。

例えば大阪の場合ですね、かなりずっと地盤沈下してきたということもありますよね。それともう一つは、左藤さん、中馬さんあるいはその後太田さん、磯村さんとかですね、そういうところで結構府と市のアンバランスが出て、ありましたですね。そういうことで大阪はすごい地盤沈下した、随分損をしてきたのかなというふうに考えておるんですけども、今回の案ではそこら辺の広域行政について、もっとメリットが語られていないように思うんですが。

(松井大阪府知事)

これメリットと言えるかどうかは別にしまして、やっぱり政治や行政というのは現実どうだったのかという結果責任なんで、今までの事実でいきますとね、今まで僕と橋下市長の以前、今、僕と吉村市長になりまして、広域行政というのは一番のわかりやすい例でいうと、やはり鉄道とか高速道路とかそういう大きな成長のインフラをどう進めていくかというのが広域の課題だと思います。僕は大阪府の知事なので、関空から大阪湾ベイエリアまで、兵庫県までのエリアの中で大阪をどうやって便利な都市にするかというのを僕

は知事として考えます。

でもこれは現実として僕と橋下市長になる以前はできなかったんですね。現実、僕と橋下市長になって、例えば鶴見区の大阪モノレール、これ、モノレールだけでももう30年門真でとまったままです。ところが僕と橋下市長で、これは動かさないかんやろうということで近鉄奈良線につなげるというのが今スタートをいたしまして、約10年で近鉄奈良線までつながります。東大阪の長田のところですね、荒本のところ。

もう一つ言うと、北大阪急行という鉄道も50年間延びませんでしたけれども、今延びています、延びている。去年の暮れですけれども、淀川左岸線という高速道路です。これはやっぱり先ほど吉村市長が説明していましたが、大阪市内の渋滞を緩和するためにやはり環状道路を通していく、東京ではこれをやっていますから。去年の暮れに僕と吉村市長になって、この淀川左岸線延伸部というのが国、大阪府、大阪府で合意をして事業決定ができました。

要は政治・行政というのは結果ですから、現実ですから、その以前は全く動かなかったのが、今は人のつながりです。僕と橋下市長の時代から計画をしてきてお互いに合意ができます。吉村市長とも合意ができるから動いてきました。でもそれが人による脆弱なものでは、今まで動かなかったんです。選挙のときはどちらともいいことを言うけれども、なかなか知事と市長が会うことすら難しかったのが僕と橋下市長以前の大阪の行政でした、これが事実なんです。だから、僕たちはそういう大阪というのは、ちょっと変えなければならぬんじゃないかという思いを持っています。きょうは政治的な集会ではないので、事実だけお話をさせていただきました。

(司会)

すみません、それでは申しわけありませんが、時間のほうが参りましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思っておりますので、挙手のほうをお願いいたします。おられませんでしょうか。

では最後に、はい。

(市民)

今、総合区・特別区の話に限ると司会者の方がおっしゃっていましたので余計なことはしゃべらないでください、その点が1点。私がまず今回のことについて、合区から始めるべきじゃなかったかなと思います。以前ね、大阪市は中央区は南区と東区ですね。それから北区が大淀区と北区が一緒になりましたよね。そういうことから始められたら、例えば合区から始められたらとしたら、総合区とか特別区のほうに非常に移行しやすいかなと思います。

というのは、合区の場合はたしか住民投票が要らないですね、たしか。そうですね。行政の方がおられたら返事いただけませんか、そうですね。だからそちらのほうから始められてね、議会でそれを先に、例えば隣接区が分離されたようにそういう形で進められたら、あと総合区なり、特別区なりになりやすいんじゃないかと私は思います。だからその段階でね例えば合区をまずされて、それから総合区・特別区、これも今いいことばかり書かれているようです、どちらかといましてね。それは結果責任でしょう、おっしゃるように。

ある方がおっしゃるようにね。これについてねやっぱりデメリット、メリット、さっきおっしゃったようにそれを併記すべきやと思いますよ、こういうふうにはね、こういうパンフレットには。

以上です。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせがございます。本意見募集・説明会は、ほかの会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたいあるいはほかの会場のご意見も聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、1月31日火曜日までは区役所窓口でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。